



# 島根県報

平成16年10月 1 日 (金)  
第 1,612 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	2
換地計画書の縦覧	( " )	3
土地改良事業施行の認可	( " )	3
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	3
漁港の指定内容の変更 ( 3 件 )	(漁港漁場整備課)	4
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	5
都市計画事業の認可	(下 水 道 推 進 課)	5

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	6
特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧	( " )	7
平成16年度調理師試験の合格者	(健 康 推 進 課)	7
土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可	(都 市 計 画 課)	8

### 教委規則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	8
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	( " )	9

## 告 示

### 島根県告示第928号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
ひかわ医療生活協同組合	簸川郡斐川町大字直江町 4911	ひかわ生協訪問看護ステーション チューリップ	簸川郡斐川町大字直江町 4883番地 1	平成16年 8 月 1 日

### 島根県告示第929号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があった

ので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
ひかわ医療生活協同組合	簸川郡斐川町大字直江町4911	ひかわ生協訪問看護ステーション チューリップ	簸川郡斐川町大字直江町1020番地	平成16年8月1日

島根県告示第930号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

江津市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 田中 増次 江津市波積町本郷273番地 5
- 佐々木康介 江津市二宮町神村409番地
- 松原 修二 江津市波積町本郷501番地
- 嘉戸晋太郎 江津市後地町1437番地 1
- 笠井 薫 江津市嘉久志町2306番地76
- 小川 務 江津市川平町平田イ171番地
- 佐々木秀孝 江津市松川町太田182番地
- 森口 敏夫 江津市二宮町神主イ1171番地14
- 深野 政勝 江津市二宮町神主イ742番地
- 深野 正民 江津市敬川町67番地
- 佐々木義明 江津市跡市町584番地

監事

- 青木 良文 江津市後地町3346番地64
- 村上 孝志 江津市都治町71番地
- 扇元 勝美 江津市有福温泉町本明1099番地

2 就任年月日

平成16年8月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

- 田中 増次 江津市波積町本郷273番地 5
- 嘉戸晋太郎 江津市後地町1437番地 1
- 山下 光夫 江津市松川町市村65番地 2
- 笠井 薫 江津市嘉久志町2306番地76
- 小川 務 江津市川平町平田イ171番地
- 深野 政勝 江津市二宮町神主イ742番地
- 深野 正民 江津市敬川町67番地

佐々木義明 江津市跡市町584番地

監事

青木 良文 江津市後地町3346番地64

村上 孝志 江津市都治町71番地

扇元 勝美 江津市有福温泉町本明1099番地

島根県告示第931号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定に基づき、大原郡木次町土地改良区理事長から斐伊地区第1工区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年10月 1 日から21日間

3 縦覧の場所

木次町役場

島根県告示第932号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の者にかかる三条資格者施行土地改良事業の施行を認可した。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
飯石郡吉田村大字吉田2528番地 芦原奥地区圃場整備事業 吉川延寿外 9 名共同施行	芦原奥地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成16年 9 月22日

島根県告示第933号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字平田1461 - 3・1464 - 3・1465 - 2・1465 - 3・1466 - 1・1466 - 2・1467 - 4・1467 - 6・1470 - 2・1471 - 1・1473 - 4・1474 - 1・1475 - 4・1475 - 6・1475 - 7・1476 - 3・1479 - 4・1479 - 6・1480 - 4・1480 - 6から1480 - 8まで・1483 - 9・1483 - 11・1483 - 12・大字北原1478 - 2・1480 - 36・1480 - 67・1480 - 68・1480 - 70・1481 -

4(以上31筆国有林)

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字平田1466-3・1467-3・1467-7・1469-2・1470-3・1471-2・1472-2・1473-5・1473-6・1474-3・1475-5・1480-5・1481-5・1481-6・1482-4・1482-6・1482-7・大字北原1477-6・1477-7(以上19筆国有林)

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

ダム事業用地とするため

島根県告示第934号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第5項の規定に基づき、津戸漁港の所在地並びに区域の水域及び陸域を次のように変更する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 所在地

隠岐郡隠岐の島町

2 水域

隠岐の島町津戸岸ノ峯612番北東角に設置された標柱(イ点)から209度30分440メートルの地点(ロ点)に引いた線(イ線)、シャグリ隠岐シャグリ灯標から62度735メートルの地点を八点とし、八点から253度1030メートルの地点(二点)に引いた線(ロ線)、ロ点から二点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

3 陸域

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から89度30分320メートルの地点(ホ点)に引いた線、ホ点から104度115メートルの地点(ヘ点)に引いた線、ヘ点から68度166メートルの地点(ト点)に引いた線、ト点から30度30分347メートルの地点(チ点)に引いた線、チ点から355度30分172メートルの地点(リ点)に引いた線、リ点から269度68メートルの地点(ヌ点)に引いた線、ヌ点から隠岐の島町津戸外木戸尻834番6に設置された標柱(ル点)に引いた線、ル点から3度30分218メートルの地点(ヲ点)に引いた線、ヲ点から同町津戸赤崎895番6北東角に設置された標柱(ワ点)に引いた線、ワ点から一般県道中村津戸港線及び主要地方道西郷都万五箇線の海側線に沿い同町蛸木愛宕山734番10地先に設置された標柱(カ点)に至る線、カ点から同欄に規定する八点に引いた線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ

島根県告示第935号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第5項の規定に基づき、加茂漁港の所在地並びに区域の水域及び陸域を次のように変更する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 所在地

隠岐郡隠岐の島町

2 水域

( 加茂地区 )

隠岐の島町加茂大崎145番に設置された標柱 ( イ点 ) から同町加茂津々加の一1479番に設置された標柱 ( 口点 ) に引いた線 ( イ線 ) 及び陸岸により囲まれた海面

( 神尾地区 )

隠岐の島町加茂小池 2 番地先に設置された標柱 ( イ点 ) から175度30分123メートルの地点 ( 口点 ) に引いた線 ( イ線 ) 、同町加茂神尾の三66番地先に設置された標柱 ( 八点 ) から195度99メートルの地点 ( 二点 ) に引いた線 ( 口線 ) 、口点から二点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

3 陸域

( 加茂地区 )

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するイ点から357度430メートルの地点 ( 八点 ) に引いた線、八点から317度30分266メートルの地点 ( 二点 ) に引いた線、二点から356度606メートルの地点 ( ホ点 ) に引いた線、ホ点から14度1024メートルの地点 ( ヘ点 ) に引いた線、ヘ点から109度573メートルの地点 ( ト点 ) に引いた線、ト点から201度697メートルの地点 ( チ点 ) に引いた線、チ点から170度318メートルの地点 ( リ点 ) に引いた線、リ点から172度345メートルの地点 ( 又点 ) に引いた線、同欄に規定する口点から又点に引いた線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ ( 神尾地区 )

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定する口線、同欄に規定するイ点から59度95メートルの地点 ( ホ点 ) に引いた線、ホ点から79度30分108メートルの地点 ( ヘ点 ) に引いた線、ヘ点から101度82メートルの地点 ( ト点 ) に引いた線、ト点から123度30分87メートルの地点 ( チ点 ) に引いた線、同欄に規定する八点からチ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域

島根県告示第936号

漁港漁場整備法 ( 昭和25年法律第137号 ) 第 6 条第 5 項の規定に基づき、今津漁港の所在地を次のように変更する。  
平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

漁港の所在地

隠岐郡隠岐の島町

島根県告示第937号

国土調査法 ( 昭和26年法律第180号 ) 第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。  
平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成16年 9 月22日	日原町	溪村 圃場整備地区	告示の日から平成18年 3 月15日まで

島根県告示第938号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称  
益田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
益田都市計画下水道事業  
益田市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成16年10月1日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
益田市中島町地内
  - (2) 使用の部分  
益田市中須町、中島町及び中吉田町地内

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日  
平成16年9月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 よつわ会
- 3 代表者の氏名  
奥田健一
- 4 主たる事務所の所在地  
益田市須子町3番1号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者、高齢者に対して、福祉移送に関する事業、在宅介護、等を行い、公共の福祉の増大と活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類  
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間  
申請書を受理した日から2月間
- 8 縦覧場所  
県政情報センター（県庁南庁舎1階）  
特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年 9 月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 らんぐ・ざーむ

3 代表者の氏名

鎌原茂幸

4 主たる事務所の所在地

浜田市相生町1391番地 8

5 定款に記載された目的

本会は、困ったときにお互いに支えあい、心身・経済ともに豊かで住みやすい地域の実現をめざし、少子化高齢化時代に元気の出る社会福祉環境づくりに貢献すると共に、家庭環境の中で悩みを持ち、傷つき・不安を抱え、心のケア（精神的・心理的サポート）及び教育を必要とする、子どもから大人まで（次世代交流の場居場所の提供）の人々に対し幅広い支援を行い、元気で安心して健やかに暮らすことが出来る豊かな社会の実現に向けて支援することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

平成16年度調理師試験の合格者は、次のとおりである。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

渡部 敦子	渡邊美沙枝	須谷 恵一	大澤 初美	御神本真也	濱吉奈保子	米田 悦子	井上美和子
遠藤美奈子	山根亜希子	原田 律子	余村 千扇	三村 愛子	岡本 菊美	藤原美千子	栞谷 禮子
武田 京子	岩田 裕子	安達 幸子	山崎千賀子	福山 勝子	舟木富美子	角 奈津枝	野坂 明史
岩田 伸司	金乗 潤	高本由美子	岡村 佳織	赤岩 愛子	岩田美菜子	堀内 靖子	梶 容子
安達 とよ	森山 好江	吉岡 千絵	嘉手川智美	玉木 理絵	入来院史修	北川 和美	木下 達也
藪地 君恵	古田富貴子	藤井 祐樹	兒玉 光	細田多恵子	石田妃佐子	中林 円	山居恵美子
後藤 幸子	金田絵理子	吉川 真未	中橋 陽子	前田 宏樹	豊田 美穂	福田 明子	濱 弘子
勝部 貴子	高橋 道子	井尻 郁子	向村 正幸	園山 純子	岸 泰子	福田 勇二	森山 敏子
福田久美子	久屋 優子	萬代 沙子	高村 千佳	服部 紀子	錦織 滋子	池田 宏和	藤原 康平
岡田 篤志	森山 慶二	桑原千津子	山田 美幸	松崎すみえ	原田 郁	桑原 良典	飯塚美紀子

祝部 宏子	石原かずよ	原 好子	杉本千栄子	石田 美江	石橋 優子	近藤とも子	森脇 陽子
島田 幸子	渡邊 朋子	渡邊真紀子	中原 初音	松岡 泰子	山下 亜紀	藤田 篤志	松野 優大
西村 聡子	有間真由美	佐藤 幸子	安立 禮子	石井 理香	野村 幸子	山崎トシエ	清水 俊治
山本 沙織	上田 英和	中垣 昌二	三浦 早苗	玉木智重子	大賀 崇子	中城めぐみ	坂根 幸
一久保由子	岡本 洋子	佐々木真澄	永田 歩	柿崎 敬司	西田 奈苗	黒見 貴和	北村 陽子
石田 孝裕	三浦 愛	大岩 尚子	室北 征子	沖元 美幸	岩谷 三枝	永田 雅子	渡津 瞳
上田 妙子	大内喜美枝	小川 清子	神野 京枝	久城 恵治	久保 信江	熊谷有里子	蔵本加奈子
栗本 和美	河野美千子	小西麻理代	齋藤紀美江	佐々木房江	塩田 敏子	水津 浩信	竹内正太郎
辻野 竜也	内藤 篤	仲村婦起子	永本 藍	西坂 愛	平谷 亘子	平野 将弘	平野 眞弓
三浦 理恵	三好 佳子	村上 香織	代 真由美	吉田 壽美	吉山ちとせ	藤井由実子	竹谷 陽子
吉田 真利	上地 郁	細貝 直美	田尾 旭	栗原 伸輔			

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

- 土地区画整理組合の名称  
東出雲町出雲郷南土地区画整理組合
- 事業施行期間  
平成15年2月14日から平成18年3月31日まで
- 施行地区  
八束郡東出雲町大字出雲郷の一部
- 事務所の所在地  
八束郡東出雲町大字出雲郷1232番地1
- 設立認可の年月日  
平成15年2月14日
- 変更認可の年月日  
平成16年10月1日

## 教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月1日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

### 島根県教育委員会規則第25号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和36年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「西郷教育事務所 | 島教西」 を 「隠岐教育事務所 | 島教隠」 に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

---

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月 1 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第26号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第12条の表西郷教育事務所の項名称の欄中「西郷教育事務所」を「隠岐教育事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

